

一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会
認定制度規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会認定制度（以下「本制度」という。）は、
- 1) 医療倫理を理解し、遺伝子細胞治療等の共通基盤となるベクター、細胞／組織、関連する法的規制に関する知識を有するとともに、遺伝子細胞治療の実践を支える基本的技術に習熟した医師・歯科医師、技術者、看護師を養成すること、および
 - 2) 遺伝子細胞治療を法に則り適切かつ安全に実施する機能を有する施設を認定することにより、医療倫理に基づいた遺伝子細胞治療の実践を促進し、その発展をもって広く国民の福祉に貢献することを目的とする。

(認定)

- 第2条 一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、以下の認定を行う。
- (1) 認定医 対象：日本国の医師免許・歯科医師免許を有する医師・歯科医師
 - (2) 認定技術士 対象：研究者・技術者
 - (3) 認定看護師 対象：日本国の看護師資格免許を有する看護師
 - (4) 施設認定 対象：国内関連法を遵守して「調整」及び（又は）「治療」を実施することが可能な国内の高度な医療機関

(認定医の要件)

- 第3条 本会は、第1条に定める目的を達成するため、認定医の資格認定に関して次の各号の要件を定めるものとする。
- (1) 遺伝子細胞治療における標準的な医療内容に関して説明責任が果たせること
 - (2) ベクターや遺伝子改変細胞の作成法、培養方法やその性質についての知識を有し、各疾患の専門医との連携のもとに適応疾患や適応患者についての適切な判断をすることができること
 - (3) 遺伝子細胞治療における適切な倫理的・法的および利益相反の知識を有すること
 - (4) 遺伝子細胞治療に関する十分な経験を有すること

第2章 本制度を運用する機関

(認定制度委員会及び分科会)

第4条 本制度の運用にあたっては、日本遺伝子細胞治療学会認定制度委員会（以下「認定制度委員会」という。）が業務を担当し、その具体的任務及び構成員等については別途理事会で定めるものとする。

第3章 認定申請

（登録資格）

第5条 認定資格登録を申請する者は、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会認定制度細則（以下「細則」という。）に定める資格、要件を全て満たし、認定医、認定技術士、認定看護師の認定にあたっては、認定制度委員会が実施する試験に合格しなければならない。

2. 施設認定の要件等は、細則に別途定める。

第4章 認定資格の認定

（認定申請書類等）

第6条 資格認定を申請する者は、細則に定める申請書類一式と認定審査料を認定制度委員会に提出しなければならない。

2. 資格認定を申請する者は、その氏名及び所属機関が対外的に公表されることに同意しなければならない。

（認定審査）

第7条 認定制度委員会は、資格認定の申請者に対して認定審査を行う。

（認定審査結果の報告と公表）

第8条 認定制度委員会は、認定審査の結果を理事長に報告し、理事長は理事会の承認を得た後に、本会が運営する公式ホームページ上に認定者の氏名を公表する。

（認定証の交付）

第9条 理事長は、認定制度委員会の報告に基づき、理事会の決議を経て、認定資格認定審査の合格者を登録し、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

（認定登録料）

第10条 新規登録により認定証の交付を受ける者は、細則に定める認定登録料を納付しなければならない。

（認定証の有効期間）

第11条 認定証の有効期間は、交付の日より36か月間とする。

第5章 認定資格の更新

(認定更新)

第12条 認定資格の更新を希望する者は、資格の認定後、36か月毎にこれを更新しなければならない。認定の更新を申請する者は、細則に定める資格、要件を全て満たさなければならない。

(更新申請書類等)

第13条 認定資格認定の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類を認定制度委員会に提出するとともに、細則に定める更新審査料を納付しなければならない。

(更新審査)

第14条 認定制度委員会は、認定資格更新申請者に対して更新審査を行う。

(更新審査結果の報告)

第15条 認定制度委員会は、更新審査の結果を理事長に報告する。

(認定証の再交付)

第16条 理事長は、認定制度委員会の報告に基づき、理事会の決議を経て、認定資格更新審査の合格者の登録を更新し、認定証を交付する。

(更新登録料)

第17条 登録の更新により認定証の交付を受ける者は、細則に定める更新登録料を納付しなければならない。

(更新期間の留保)

第18条 申請者の海外留学、病気その他認定制度委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき更新期限の適用は留保し、当該期間を次回更新期間から差し引くこととする。なお、留保期間中は認定資格を有するものとする。更新留保は、更新期限までに文書で認定制度委員会に申請しなければならない。

第6章 認定資格の喪失

(喪失の事由)

第19条 認定医、認定技術士、認定看護師は、次の各号の理由により、その資格を喪失する。

(1) 認定の資格を辞退したとき

- (2) 本会会員の資格を喪失したとき
- (3) 認定資格の認定または更新から36か月以内に登録の更新が行われなかったとき。

(資格の一時停止、取消)

第20条 本会における資格認定者としてふさわしくない行為のあった場合または疑われる場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定制度委員会および理事会の決議によって認定資格の一時停止、あるいは認定を取り消すことができる。

2 第1項の定めにより訓告あるいは認定資格を一時停止された者に対しては、本会が必要と認めた再教育プログラムを課すことができる。

3 上記により認定資格を取り消された者は、原則として5年間は再申請することを認めない。5年経過後の再申請では、その可否を認定制度委員会および理事会で審査する。

第7章 雑則

(改廃等)

第21条 この規則は、認定制度委員会による発議、及び理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

附則

この規則は、2022年10月18日より施行する。